

資料提供(投げ込み) 令和2年4月24日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 市民税課 (電話059-229-3129)	市民税課長 植谷 三保

## 法人市民税の申告及び納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルスに感染し、又は取引先や関係会社において同感染症による影響が生じ決算作業が間に合わないなど、やむを得ない理由により期限までに法人市民税の申告が困難な場合は、次のとおり個別に申告及び納付期限を延長します。

### 記

#### 1 延長後の申告及び納付期限

新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由がやんだ日から2箇月以内

#### 2 延長後の申告手続

##### (1) 書面で申告する場合

法人市民税の申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、併せて税務署に提出した法人税に係る新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長が記載された申告書等の写しを添付（均等割のみ課税される法人の場合は添付不要）して提出する。

##### (2) <sup>エルタックス</sup>e L T A Xによる電子申告の場合

所在地欄等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、併せて税務署に提出した法人税に係る新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長が記載された申告書等の写しを添付（均等割のみ課税される法人の場合は添付不要）して提出する。

#### 3 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、法人市民税の申告については、可能な限り<sup>エルタックス</sup>e L T A Xによる電子申告や郵送での提出を推奨していきます。